

会議録

会議の名称	令和7年度第4回所沢市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和7年12月24日(水)午後1時30分～2時50分
開催場所	所沢市役所 高層棟7階 研修室
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
説明者の職・氏名	
議題	(1) 所沢市国民健康保険税率の改定等について (2) その他
会議資料	(1) 会議次第 (2) 資料1 市町村標準保険税率ほか (3) 資料2 令和8年度税率案(標準税率 市町村算定方式) 早見表ほか (4) 資料3 令和9年度保険税率の準統一に向けた推移、 国民健康保険事業費納付金の推移
担当部課名	健康推進部長 小山 貴之 健康推進部次長 田中 浩文 国民健康保険課長 遠藤 康代 収税課長 近藤 敦志 収税課主幹 青木 健太郎 国民健康保険課副主幹 野島 博行 国民健康保険課 主査 水口 文枝、主査 敦賀 直幸、主任 永澤 千種 主任 斎藤 雄司 健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131

様式第2号

発 言 者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
司会	13時30分、司会の進行により開会
会長	会長あいさつ
司会	本日は、14名の出席があり会議は成立する。 「所沢市国民健康保険に関する規則」第4条第1項に基づき、議事の進行を会長にお願いする。
会長	議事進行を務める。議事の前に、事務局から説明はあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議題1、議題2、いずれも公開とすること ・会議録の記録方法を要約方式とし、発言者の委員名は「委員」とのみ記載すること ・会議録の確定は、会長の確認及び署名により行うこと ・したいがいかがか。
委員	一同了承
会長	傍聴希望者はいるか。
事務局	傍聴希望者はいない。
会長	それでは、議題1の所沢市国民健康保険税率の改定等について、事務局に説明を求める。
事務局	資料1から資料3に基づき、税率改定案に基づいた各世帯への影響額や国民健康保険事業費納付金の推移等について説明。
会長	質疑等はあるか。
委員	<p>今回の税率改定は、資料1の3ページにあるように、低所得世帯や複数名加入者がいる世帯、子育て世帯に配慮しており、その点に関しては理解できる。</p> <p>一方で、資料2で示された表を見ると、例えば、45歳1人加入世帯で所得1,000万円の方と、66歳1人加入世帯で年金所得280万円の方を比較した場合、どちらも約5万円の増額となるが、給与所得者と年金受給者で5万円の増額に対する感覚が異なると思う。</p> <p>所得1,000万円を超える方に対するきめ細かい税率の設定等について、国の考え方等が示されていれば伺いたい。</p>
事務局	<p>賦課限度額が設定されているため、高所得者に対しては税率が頭打ちになっているが、被用者保険においても同様に保険料の上限額が設定されている。</p> <p>高所得者に対して更に課税するという話は把握していないが、</p>

	現状では、社会全体の所得が増えると、賦課限度額や被用者保険の上限額も上がる仕組みにはなっている。
委員	所得 1,000 万円を超える方々に対して、所得 2,000 万円以上、所得 3,000 万円以上といった細かい区分けで課税率を算定することに関して、国では議論にもなっていないという理解でよいのか。
事務局	そのような議論については、把握していない。
委員	国が所得を増やしていく方針の中で、所得体系も変化していくと思われる。所得が 1,000 万円を超える方々に対して、きめ細かく税率を設定することに関して、県の会議や国への要望などでしっかりと伝えていく必要があるのではないかと感じている。
会長	前回協議会で、税率改定案を採用した場合、減額となる世帯が生じることに対して懸念する声もあったが、その点に関してはいかがか。
委員	減額となる世帯が生じるのは、いかがなものか。 また、資料 2 の見方として、税率改定案の増減額の数字だけではなく、実際に支払う総額をみなければ結論は出せないのではないかと思う。 減額となる世帯が生じる理由を伺いたい。
事務局	資料 1 の 3 ページに記載があるように、県が示す令和 8 年度市町村算定方式においては、後期高齢者支援金等分の均等割額が約 3,000 円減額となり、さらに、様々な世帯の要件が重なることで、結果的に減額となる世帯が生じるものである。減額世帯を生むためにこの税率案を提示しているものではない。 また、資料 2 の 1 ページに関して、委員のご意見のとおり、現行の税率でも決して低い数値ではなく、所得にかかる率も 10 % 以上になっている。 しかしながら、税率を改定しないことには、国保事業費納付金の納付額が不足してしまうため、税率改定に関してはご理解をいただきたい。
会長	結果論として、減額世帯が生じるとの説明であるが、いかがか。
委員	減額となる世帯が生じることは、やむを得ない。 税率改定による増減額ではなく、課税金額に目を向けると、非常に高く感じる。 所得税を支払った上で国保税も支払わなければならず、働く気をなくすような気持ちになる方もいるのではないかと思う。
委員	資料 3 の 1 ページの内、令和 9 年度保険税率の準統一に向けた推移について、税率の令和 7 年度から令和 9 年度の推移を見て、今後 5 年位は同じような推移を辿っていくのか、それともここで動きは止まるのか。

	<p>毎年、税負担額が増えているイメージがある。所得税が減額となつたとしても、市民税、国保税が減額にならないと、税金の支払いが困難な状況を生むのではないかと心配している。</p>
事務局	<p>資料3の1ページのグラフでは、税率が急激に上昇したように見えるが、これは、平成30年度を最後に、税率改定を行ってこなかつたため、令和7年度税率改定による上げ幅が大きくなつたものである。1年毎、2年毎と税率改定していればここまで急激な上昇にはならなかつた。</p> <p>今後の税率については、具体的な数字は示されていないが、医療費の高騰などを受けて、引き続き上昇するものと考えている。</p>
会長	<p>令和9年度に準統一、令和12年度に完全統一となる。令和12年度までは税率が上がる想定であるという理解でよいか。</p>
事務局	<p>毎年県から標準保険税率が示されることとなるが、恐らく上がっていいくものと思われる。</p>
委員	<p>社会保険との統一といった話はあるか。</p>
事務局	<p>社会保険との統一（医療保険制度の一本化）という話は国への要望事項に盛り込まれているものの、現時点で具体的な進展はないが、埼玉県内市町村の国保税率は、令和12年度に統一されることとなる。</p>
委員	<p>低所得世帯の加入率が高いと理解したが、国保税を滞納するのは、低所得の世帯、高所得者の世帯のどちらが多いのか。</p>
事務局	<p>低所得世帯の方が、滞納者が多い状況である。</p>
委員	<p>応分の負担ができていない状況であるとの理解でよいか。</p> <p>国保税を支払えないのは、生きることで精一杯で支払えないのか、それとも少額だけれども納税を踏み倒そうといった考え方からなのか。</p>
事務局	<p>滞納の理由は、様々な事情があり、各事情に応じながら納税相談を行っている。</p> <p>生活困窮のため支払えないという方もいらっしゃるし、もう少し生活を切り詰めれば納税可能ではないかという方もいらっしゃる。</p>
委員	<p>生活保護になる寸前で、一生懸命頑張っておられるということか。</p>
事務局	<p>収入が少ないので、家賃、光熱費、食費の捻出で精一杯で、国保税の納税まではできないという世帯は一定数いる。</p>
委員	<p>滞納すると、税額は加算されるのか。</p>

事務局	<p>納期限後の納付に関しては、税額や未納期間等に応じて延滞金が課されることとなる。</p> <p>場合によっては、滞納者への財産調査等を行い、財産が見つかれば差し押さえになるが、預貯金や不動産などの財産がない場合は、最終的に不納欠損という形で会計処理を行う。</p>
委員	<p>不納欠損の対象者は、生活保護になる寸前のような方が多いという理解でよいか。</p> <p>滞納者の所得はどの程度であるのか。滞納者の所得分布が非常に気になる。</p> <p>納付能力を有しているにもかかわらず納付意思等の無い滞納者には、通知を出して終わりではいけないと思う。</p>
事務局	<p>大多数の方々は、公平性の観点から、期限内に納税いただいているが、中には、納税にお金を回すと事業が成り立たなくなってしまう事業主もあり、そのような場合は、一定期間徴収を待ち、業績が回復したらその時点で納めていただくこともある。</p>
委員	<p>難しいことは承知しているが、納付意思等の無い滞納者に対しては、何かしらペナルティを加えた方がよいと思う。</p>
事務局	<p>納税相談も行えないような滞納者に対しては、医療機関での窓口負担をいったん10割負担にするという特別療養費という制度もある。</p> <p>今後、国民健康保険課と収税課で連携して進めていきたいと考えている。</p>
委員	<p>未納の問題は、非常に難しい問題であると思う。何年か前は、国保会計の赤字は0円であったが、また赤字が増えてきている。</p> <p>医療費をいったん10割負担にする制度があることだが、受診はしたが、医療費の支払いをしないという状況にもなりうるのではないか。</p> <p>受診の拒否まではできないと思うが、滞納者がもう少し納税に対する認識を持つように啓発を行なっていく必要があると思う。</p>
事務局	<p>収税課からの督促状の送付のほかに、国民健康保険にて、納付の勧奨通知の定期的な送付、かつ訪問や電話などで接触を試みて、納付や納税相談ができれば10割負担になるようなことはない。</p> <p>それでも接触すらできないような場合に、最終的な手段として、特別療養費が適用されるものである。</p>
委員	<p>国民健康保険が広域化になると、財政の管理は広域で行う一方で、徴収は市町村で行うこととなることから、収納率が低い市町村の負担を収納率が高い市町村が負うといった状況にもなりかねないのでないのではないか。</p>
事務局	<p>県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保の運営を担うが、今後も、保険者はあくまで市町村である。</p>

	収納率の問題は各市町村が抱えており、収納率が低い市町村に対しては、県からの交付金に影響が及ぶことになる。
委員	令和12年度の完全統一の際には、市町村の収納率等に対するペナルティやインセンティブも含めて制度設計されているということでしょうか。
事務局	令和9年度から令和11年度までは、各市町村の収納率も加味されて税率が設定されるため、市町村ごとに税率が異なる仕組みとなっている。 一方で、令和12年度以降は、税率が完全統一されることから、収納率が高い市町村に対しては、インセンティブとして交付金が交付される仕組みになると把握している。
会長	諮問事項に対する答申をまとめることとなるが、委員からご意見を伺いたい。 (4つの諮問事項について、以下の通り確認された) (1) 保険税率等の改定について 資料1の2ページに示された令和8年度税率案で答申案をまとめる。 (2) 新たな賦課項目の創設について 法令に沿って、新たな賦課項目を認めるということで答申案をまとめる。 (3) 賦課限度額の改定について 106万円から109万円の増額を認めるということで答申案をまとめる。 (4) 保険税の前納制度の導入について 令和8年からの導入を検討していたが、システム改修やその改修費の予算計上、条例改正が必要となるといった課題があること、また、令和9年度から在留資格の更新の関係で、出入国在留管理庁との情報連携が進められることを踏まえて、令和8年度の導入は見送り、引き続き検討を行って行くことで答申案をまとめることとする。
会長	以上のことと踏まえ、これまでの質問や意見を付帯意見に含めて、答申案を作成することとする。
委員	国は、国保制度に対して3,400億円の財政支援の拡充を行っているが、今後増額が見込まれるといった話はあるか。
事務局	国保制度改革の際に、3,400億円の財政支援の拡充があり、現在もそれは維持されている。 更なる増額に関しては、国に対して引き続き要望していく。
会長	続いて、議題2のその他について事務局に説明を求める。
事務局	次回の運営協議会は、令和8年1月28日午後1時30分からの開催で、答申を行う予定である。

	また、協議会の開催日程に係るアンケート結果を踏まえ、これまでと同様に水曜日昼間に開催する方針とするが、開催日程を早めに決定し、周知できるよう対応することとする。
会長	質問等はあるか。 (質問等なし)
会長	議事については以上である。
職務代理	閉会あいさつ
司会	以上で、令和7年度第4回国民健康保険運営協議会は閉会とする。
	以上

令和7年度第4回所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

代表区分	推薦依頼先	出欠	氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	出	浜野好明
	いるま野農業協同組合	欠	越阪部敦子
	所沢市連合婦人会	出	齋藤千里
	所沢商工会議所	出	中早苗
	公募	出	野口茂
	公募	欠	峰寿江
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	出	赤津拓彦
		欠	伊藤哲
		出	古敷谷淳
		欠	廣瀬恒
	所沢市歯科医師会	出	下山賢一郎
	所沢市薬剤師会	出	安達秀夫
公益代表	所沢商店街連合会	出	宇佐美保政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	出	赤坂悦
	連合埼玉 西部第四地域協議会	欠	栗屋克哉
	所沢市自治連合会	出	廣川隆通
	知識経験者	出	本橋栄三
	知識経験者	出	平田仁
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	欠	上條大輔
	公立学校共済組合 埼玉支部	欠	高橋綾子
	西武健康保険組合	出	荒川雄三

任期 令和9年12月31日まで